

西予市告示第112号

西予市新基本計画実装・農業構造転換支援関連事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月20日

西予市長 管 家 一 夫

西予市新基本計画実装・農業構造転換支援関連事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

西予市新基本計画実装・農業構造転換支援関連事業補助金交付要綱(令和7年西予市告示第181号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「県要綱」という。」を削り、「基づき」の次に「、愛媛県より」を、「愛媛県新基本計画実装・農業構造転換支援関連事業補助金」の次に「(以下「県補助金」という。)」を加え、「愛媛県内の広域的な取組を行う事業者(以下「広域的取組事業者」という。)」に対し、新基本計画実装・農業構造転換支援関連事業のため交付する」を「事業で、西予市が補助金の上乗せを行うことについて市長が適当と認めた事業の実施者に対し、」に、「に関し」を「を交付するにあたり」に改める。

第2条を次のように改める。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、県補助金の対象となる経費から既存設備等の撤去費用を除く経費とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項及び第2項中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「広域的取組事業者」を「申請者(以下「補助事業者」という。)」に改め、同条第2項中「広域的取組事業者」を「補助事業者」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「広域的取組事業者」を「申請者」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「広域的取組事業者」を「事業者(以下「申請者」という。)」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1以内の額に、別に定める関係市町ごとに算出した割合を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

様式第1号中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第3号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第4号中「第8条」を「第9条」に改める。

様式第5号中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この告示は、令和8年5月20日から施行する。